

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

b>

		別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第二項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備		別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第二項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備	
		一（略） 二 電気的特性の点検		一（略） 二 電気的特性の点検	
船舶局 （略）	無線局の種別及び無線設備名 （略）	点検の項目 （略）	備考 （略）	船舶局 （略）	無線局の種別及び無線設備名 （略）
基本及び予備設備	点検の項目 （略）	備考 （略）	船舶局 （略）	基本及び予備設備	点検の項目 （略）
一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 変調特性	備考 （略）	船舶局 （略）	基本及び予備設備	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 変調特性	備考 （略）
船舶上通信設備、双方 向無線電話、船舶航 空機間双方向無線電 話及びビーレーダー	電池を備 えるもの は、その有 効期限の 確認を含 む。	船舶局 （略）	基本及び予備設備	船舶上通信設備、双方 向無線電話、船舶航 空機間双方向無線電 話及びビーレーダー	電池を備 えるもの は、その有 効期限の 確認を含 む。
衛星非常用位置指示 無線標識及び設備規	電池の有 効期限の	船舶局 （略）	基本及び予備設備	衛星非常用位置指 示無線標識及び設	電池の有 効期限の
一 周波数 二 空中線電力	備考 （略）	船舶局 （略）	基本及び予備設備	一 周波数 二 空中線電力	備考 （略）

三 注1～注3 (略)	(略)	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	船舶自動識別装置及 び簡易型船舶自動識 別装置	一 周波数	一 周波数	電池の有	三 伝送速度	則第四十五条の三の 五に規定する無線設 備
		二 占有周波数帯幅	二 占有周波数帯幅	二 占有周波数帯幅	二 占有周波数帯幅	効期限の 確認を 含む。	四 無変調送信時間	五 に規定する無線設 備
三 (略)	(略)	三 空中線電力	三 空中線電力	三 空中線電力	三 空中線電力	効期限の 確認を 含む。	五 識別信号	五 に規定する無線設 備
		四 識別信号	四 識別信号	四 識別信号	四 識別信号	効期限の 確認を 含む。	三 伝送速度	三 伝送速度
三 注1～注3 (略)	(略)	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	船舶自動識別装置及 び簡易型船舶自動 識別装置	一 周波数	一 周波数	電池の有	三 伝送速度	備規則第四十五条 の三の五に規定す る無線設備
		二 占有周波数帯幅	二 占有周波数帯幅	二 占有周波数帯幅	二 占有周波数帯幅	効期限の 確認を 含む。	四 無変調送信時間	五 に規定する無線設 備
三 (略)	(略)	三 空中線電力	三 空中線電力	三 空中線電力	三 空中線電力	効期限の 確認を 含む。	五 識別信号	五 に規定する無線設 備
		四 識別信号	四 識別信号	四 識別信号	四 識別信号	効期限の 確認を 含む。	三 伝送速度	三 伝送速度